

平生町告示第12号

平成19年第2回平生町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成19年5月18日

平生町長 山田 健一

- 1 期 日 平成19年5月21日
- 2 場 所 平生町議会議事堂
- 3 付議事項

- (1) 専決処分事項の承認について(平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)
- (2) 専決処分事項の承認について(平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- (3) 専決処分事項の承認について(平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)

応招した議員

新本 俊彦君	淵上 正博君
藤村 政嗣君	山名 喬二君
細田留美子さん	柳井 靖雄君
河内山宏充君	増野 洋樹君
河本 史朗君	吉國 茂君
鍛冶原重雄君	曾田 文彦君
福田 洋明君	川本 健吾君
平岡 正一君	

応招しなかった議員

安村 忠男君

平成19年 第2回(臨時)平生町議会会議録(第1日)

平成19年5月21日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成19年5月21日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第1号 専決処分事項の承認について(平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 承認第2号 専決処分事項の承認について(平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 承認第3号 専決処分事項の承認について(平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第7 議員提出議案第1号 平生町議会委員会条例の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定(1日)
- 日程第4 承認第1号 専決処分事項の承認について(平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 承認第2号 専決処分事項の承認について(平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 承認第3号 専決処分事項の承認について(平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第7 議員提出議案第1号 平生町議会委員会条例の一部を改正する条例

出席議員(15名)

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 新本 俊彦君 | 2番 淵上 正博君 |
| 3番 藤村 政嗣君 | 5番 山名 喬二君 |
| 6番 細田留美子さん | 7番 柳井 靖雄君 |
| 8番 河内山宏充君 | 9番 増野 洋樹君 |

10番 河本 史朗君
12番 鍛冶原重雄君
16番 福田 洋明君
18番 平岡 正一君

11番 吉國 茂君
13番 曾田 文彦君
17番 川本 健吾君

欠席議員（1名）

15番 安村 忠男君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 角田 光弘君 書記 吉岡 文博君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君
政策調整室長兼総務課長	高木 哲夫君
町民課長	木谷 巖君
税務課長	洲山 和久君
教育長	合頭 興亞君

午前9時00分開会・開議

議長（平岡 正一君） ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより平成19年第2回平生町議会臨時会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・ ・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（平岡 正一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、藤村政嗣議員、山名喬二議員を指名いたします。

・ ・

日程第2．会期の決定

議長（平岡 正一君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決しました。

・ ・

日程第3 . 諸般の報告

議長（平岡 正一君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布いたしております、議会日誌のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成19年3月、4月分、及び5月分の例月出納検査の結果報告並びに地方自治法第121条の規定による本臨時会における議案等の説明のため、出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の報告は、お手元に配布のとおりであります。

これをもって、諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前9時02分休憩

.....

午前9時20分再開

議長（平岡 正一君） 再開いたします。

・ ・

日程第4 . 承認第1号

日程第5 . 承認第2号

日程第6 . 承認第3号

議長（平岡 正一君） 日程第4、承認第1号「平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について」から、日程第6、承認第3号「平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について」までの件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さん、おはようございます。

季節は既に、初夏を思わせる気候となつてまいりました。「目に青葉 山ほととぎす 初がつかお」と詠われるように、新緑の若葉萌える野山は、人であれば、若者が意気盛んに社会人のスタートを切ったかのようなはつらつとした息吹きを感じているところであります。

ここしばらくは五月晴れの中、水田には早苗が揺らぐ風景があちこち見える今日この頃であります。

その本日、平成19年第2回平生町議会臨時会を開催いたしましたところ、御多忙にもかかわらず、多数の御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本臨時会に御提案申しあげます議案は、地方税法並びに国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正により、町税賦課徴収条例などをそれぞれ4月1日、4月10日付で専決処分させていただきましたことによる承認3件でございます。

議案説明前に恐縮ではございますが、一言お祝いとお礼を申し上げたいと思います。

ただいま、この議場に御出席の議員皆様方の任期につきましては、余すところ10日、この臨時会が任期中最後の議会になるかと存じます。この4年間は、市町合併協議の幕開けをいたしましたものの、1市3町の協議が整わず、議員の皆様方には大変な御心痛をかけた期間ではなかったかと存じます。さらに、国の地方財政対策に基づく行財政改革を中心にした4年間であったらうと感じております。改めてこの間に賜りました、御指導と御協力に心から感謝を申し上げますとともに、お礼を申し上げる次第でございます。

また、このたびの任期満了を機会に御勇退されます議員さんは、安村議員さん、曾田議員さん、鍛冶原議員さん、川本健吾議員さん、河本史朗議員さん、増野議員さん、山名議員さん、新本議員さんで、これまで永年にわたりまして、平生町政進展に尽くされました御功績に深甚なる敬意と感謝を表します。それぞれ培ってこられました知識と経験で、多くの足跡を記されましたことは、議会の歴史のページを飾るものと判断いたしております。高い席からではありますが、これまでの御労苦に対し、重ねて厚くお礼を申し上げます。

一方、先月22日の統一地方選挙、議会議員選挙におきまして、めでたく当選の栄に浴されました方々におかれましては、改めて心からのお喜びを申し上げます。今現在、国の地方財政対策の変化によりまして、自治体は厳しい財政状況に遭遇いたしており、どこも行財政改革真っ只中に置かれております。戦後のいざなぎ景気を越えているという経済環境ではありますが、勝ち組、負け組に象徴される国民の不平等感を払拭する格差の是正に国は率先して取り組んでもらいたいと考えておりますが、今後の町政の発展に向けて、引き続き大所高所からの御理解、御指導を賜りますように、よろしく願いを申し上げますところでございます。

それでは、御提案いたしました、承認第1号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、承認第2号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、並びに承認第3号平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、一括して御説明申し上げます。

これらの条例は、関連する法律が施行されたことに伴い、緊急に執行を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例及び平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については4月1日付で、平生町報酬及び費用弁償に関する条

例の一部を改正する条例につきましては4月10日付で、それぞれ専決処分をさせていただいたものであります。

平生町税賦課徴収条例及び平生町国民健康保険税条例につきましては、平成19年3月23日、地方税法の一部を改正する法律が可決成立し、同年3月30日に公布、主として同年4月1日から施行されることに伴い、その一部を改正したものであります。平生町報酬及び費用弁償に関する条例につきましては、平成19年3月26日、国会議員の選挙等の基準に関する法律の一部を改正する法律が可決成立し、同年3月31日に公布及び施行されることに伴い、その一部を改正したものであります。

まず、承認第1号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、御説明申し上げます。

このたびの地方税制の改正は、現下の経済・財政状況を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するため、「あるべき税制」の構築に向けた改革の一環として、地方税の一部改正が行われたものであります。これに伴い、平生町税賦課徴収条例の規定を整備するものでありまして、主な改正点について説明させていただきます。

個人住民税につきましては、上場株式等の配当に係る軽減税率及び上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率の特例の適用期限が1年延長されるものであり、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の2分の1課税の特例の適用期限が、2年延長されるものであります。

また、日仏租税条約の改正に伴う規定が整備され、居住者が租税条約の相手の社会保険制度に保険料を支払った場合、租税条約の規定に基づいて、一定の金額を限度として、その保険料をその年の個人住民税に係る総所得金額から、控除できるものであります。

法人町民税につきましては、信託法の改正等に伴い、土地、建物などの固有資産等とは別に、有価証券、債権などの信託資産等は、それぞれを別個の法人とみなし、法人税割部分を課税することになるものであります。

固定資産税につきましては、固定資産税におけるバリアフリー改修促進税制が創設され、平成19年1月1日に存在していた住宅のうち65歳以上の者、介護保険法の要介護若しくは要介護の認定を受けている者、並びに障害者である者が居住する住宅で、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事が完了したものについて、町に申告がなされた場合には、当該住宅に係る固定資産税の税額を、工事が完了した翌年度分に限り3分の1減額されることになるものであります。

町たばこ税につきましては、特例税率を廃止し、当該税率が本則税率になるものであります。

以上が、今回の改正の主なものでございます。

なお、施行期日は平成19年4月1日ではありますが、施行期日の異なるものもありますので、附

則に施行期日及び経過措置が定めてございます。

続きまして、承認第2号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、御説明申し上げます。

近年、医療分の賦課限度額を超える対象者の割合が大きくなってきたことから、中間所得者層の負担軽減を図るため、このたびの地方税法改正に伴い、地方税法施行令における課税限度額が53万円から56万円に引き上げられました。この改正を受けて、平生町国民健康保険税条例も同様の見直しを行うものであります。

続きまして、承認第3号平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、御説明申し上げます。

このたびの国会議員の選挙等の基準に関する法律の改正は、最近における公務員給与の改定等に伴い、投票管理者等の費用弁償額の見直し等が行われたものであります。

本条例で規定する投票管理者等の報酬額につきましては、本法の規定を根拠としておりますので、このたびの本法改正に伴い、本条例も同様に改正するものであります。

以上をもちまして、本日御提案申し上げております議案の承認3件につきましての提案理由説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じますので、御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（平岡 正一君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。 淵上正博議員。

議員（2番 淵上 正博君） 専決処分とはいえですね、やっぱり住民税の関係それから健康保険税の関係、もう少し詳しい資料の提出が欲しいのですが。また説明があってもいいんじゃないかと思うんですよ。これ健康保険税そのものは53万円から56万円になったと。住民税の関係もありますからね。その辺は簡単な書類でもいいからね。ひとつ提示がほしいわけなんです。その辺はどういうことになるんでしょう。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今回の専決処分につきましては、先般の3月議会の時もおそらくこういう形で法改正を予定されておると。したがってそのことについては専決処分をさせていただきますよと。内容について一応は説明をさせていただいたわけではございますが、資料等の提出についてはこれから専決処分をしていくこともあろうかと思っておりますので、十分その辺は説明、御納得がいただけるような方法を考えてみたいというふうに思っているところであります。

議長（平岡 正一君） 淵上正博議員。

議員（2番 洲上 正博君） だから、一応何でもね、税金が上がるとか健康保険税が上がるとかこういう問題に対してはですね、やっぱり資料の提出をしていただいてね、さっき町長がおっしゃったようにね。たしか全協でこういうことになりますよと事前に報告はありました。資料がなかったです、その時は、そういう事をちゃんとやってもらわんと議論もできんわけですから。その辺のところをぜひよろしく願います。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

承認第1号「平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について」から、承認第3号「平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について」までの件を、一括起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立多数であります。

よって、承認第1号から承認第3号までの件は、原案のとおり承認されました。

お諮りいたします。河本史朗議員ほか5名から、議員提出議案「平生町議会委員会条例の一部を改正する条例」が提出されました。

これを議員提出議案第1号とし、日程に追加し、日程第7として、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 御異議なしと認めます。

よって、この議案を議員提出議案第1号とし、日程に追加し、日程第7とし、議題とすることに決しました。

日程第7．議員提出議案第1号

議長（平岡 正一君） 日程第7、議員提出議案第1号「平生町議会委員会条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。河本史朗議員。

委員長（10番 河本 史朗君） 最後になると思いますが、長い間大変お世話になりました。

それでは、御提案いたしております議員提出議案第1号「平生町議会委員会条例の一部を改正する条例」について、御説明申し上げます。

本議案は、常任委員会の所管事務に関し、各委員会の所管する事務のバランス等を考慮し、所要の改正をいたすものであります。

すなわち、常任委員会の名称を「総務厚生常任委員会」、「産業文教常任委員会」とし、定数はそれぞれ6人とし、所管については、「総務厚生常任委員会」は、財政調整室（同ページに訂正発言あり）、総務課、企画課、税務課、町民課及び健康福祉課、「産業文教常任委員会」は、経済課、建設課及び教育委員会とするものであります。

また、施行期日は本年6月1日からとするものであります。

以上、平生町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、今回6名の提出者を代表して、御提案いたすものでございます。

議員の皆様方におかれましては、よろしく御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

大変失礼しました。訂正を申し上げます。総務厚生常任委員会の中で財政調整室と申し上げましたので。すみません。訂正のみ申し上げます。政策調整室でございます。

議長（平岡 正一君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより議員提出議案第1号「平生町議会委員会条例の一部を改正する条例」の件を、起立によ

り採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

・ ・

議長（平岡 正一君） 以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

これにて、平成19年第2回平生町議会臨時会を閉会いたします。

午前9時41分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 平 岡 正 一

署名議員 藤 村 政 嗣

署名議員 山 名 喬 二